

令和6年度第2回 子ども・若者施策審議会でのご意見と計画における対応

資料1－3

	ご意見	対応	計画 ページ数
1	未熟児養育費負担金について、2,500グラム以下は低出生体重児なのになぜ2,000グラム以下を対象としているのか。	未熟児養育医療給付金の対象は、こども家庭庁が作成した実施要綱で定められています。 こども家庭庁に、同給付金の支給基準の考え方について確認したところ「昭和時代に定められたものであり、庁内に根拠が分かる資料が残っておらず、詳細は不明である。」との回答があり、明確な根拠を把握することができませんでした。 なお、同給付金は2,000グラムを超える場合であっても、生活力が特に薄弱であって、運動不安や痙攣があるなど、一定の症状等を示す場合は支給対象となることがあります。	p. 92
2	評価点検の部分にも、子ども・若者目線であるということを明記していただきたい。	評価点検に当たっては、子ども・若者の当事者の目線に立つことは重要であるので、「子ども・若者の目線に立って」の文言を追記しました。実際の点検評価の際に子ども・若者の意見を伺うことについてどのような対応が可能か、具体的な方法については、今後検討していきます。	p. 169
3	目標値に施策の認知度を入れてはどうか。	認知度をどのように計ることが可能か、実現可能な計測方法の検討も含め、中間見直しに向けて検討させていただきます。	p. 147